

静岡産業大学

情報ネットワークシステム利用規則

(目的)

第1条 この規則は、静岡産業大学（以下「本学」という）が設置する教育・研究用情報ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という）の利用に関する基準を定め、教育研究活動の発展と本学のネットワークの円滑な運営に資することを目的とする。

(利用資格)

第2条 本学のネットワークを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員・学生
- (2) 学校法人新静岡学園法人事務局の職員
- (3) その他全学広報メディア委員会（以下「委員会」という）が適当と認めた個人及びグループ

2 前項にかかわらず、利用資格者がその身分を停止されているときは、原則として利用を認めないこととする。

(個人利用の申請・承認・期間)

第3条 第2条第1項第3号に定める利用資格により本学のネットワークを個人利用する場合には、ネットワーク利用申請書を本学に提出し、利用の承認を受けなければならない。

2 本学は、利用申請に基づき、その利用を適当と認めた者に個人IDを設定し、その利用を承認するものとする。

3 利用承認を受けた者がネットワークを利用することのできる期間は、利用申請に基づき、許可された期間とする。

(グループ利用の申請・承認・期間)

第4条 第2条第1項第3号に定める利用資格により本学のネットワークをグループ利用する場合には、グループの代表がネットワークグループ利用申請書を本学に提出し、利用の承認を受けなければならない。

2 本学は、利用申請に基づき、その利用を適当と認めた者にグループIDを設定し、その利用を承認するものとする。

3 利用承認を受けたグループがネットワークを利用することのできる期間は、利用申請に基づき、許可された期間とする。

(遵守事項)

第5条 本学のネットワークの利用者は、その利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究及びその支援の目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 営利を目的に利用しないこと。
- (3) 通信の秘密を侵害しないこと。
- (4) 本学のネットワークの適正かつ正常な運用のために協力し、運用に支障を来すような利用をしないこと。

(5) 脆弱性の問題に対処するため、OS やアプリケーションを最新の状態に保つこと。

(6) 違法なソフトウェア、違法行為を助長する恐れのあるソフトウェア（Winny等のP2P型ファイル共有ソフトウェア）がインストールされていないこと。

(7) 法律や規則（ソフトウェアについてはライセンス規約を含む）に従って利用すること。

(8) 特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的または猥褻な内容など倫理に反する発言や投稿をしないこと。

(9) ネットワーク上のマナーやエチケットを守って利用すること。

(10) その他の委員会が必要と認める事項。

(利用資格の取消し等)

第6条 本学は、本学のネットワーク利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用資格の取消し又は停止、利用の制限その他ネットワークの適正かつ正常な運用に必要な措置を講ずることができる。この場合において、委員会は、当該措置の要否及びその内容に関する事項について審査し、その審査結果を尊重するものとする。

(1) 前条の規定に違反したと認められる場合

(2) 申請書に虚偽の記載があった場合

(3) 前2号のほか、本学のネットワークの利用者として不適格であると認められる場合

2 本学は、緊急でやむを得ない事情があるときは、委員会の審査結果を待たずに、仮の措置として、利用資格の停止、利用の制限その他システムの保安又は証拠保存のため必要な措置を講ずることができる。ただし、仮の措置としての利用停止は、その後に委員会から停止継続の審査結果がある場合を除き、1週間を超えないものとする。

3 本学は、前項の仮の措置を行ったときは、速やかに当該利用者に連絡するとともに、委員会に対し、第1項後段の規定による審査を行う前までに当該仮の措置の内容について通知するものとする。

(免責)

第7条 本学は、本学のネットワークによるサービスの提供の遅延若しくは中断によって、又は提供された情報に関連して生じた損害に対し、責任を負わないものとする。

(実施規定)

第8条 この利用規則に定めるもののほか、本学のネットワークの利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が、定める。

附則

この利用規則は、平成29年4月1日から施行する。